

## 未帰還者留守家族等援護法案要綱

### 第一 目的

未帰還者の留守家族に手当を支給する外、これらの者が帰還し又は拘禁を解かれた後必要な援護を行うこと等を目的とする一事。

### 第二 未帰還者の範囲

一 もとの陸海軍に属していた者へもとの陸海軍から俸給、給料又はこれに相当する給与を受けていた者を除く。) であつて、復員していなものへ以下「未復員者」という。)

二 未復員者以外の者であつて、昭和二十年八月九日以後ソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、關東州、滿洲又は中國本土の地域内において生存していたと認められる資料

一

があり、且つ、帰還していないものへ自己の意思により帰還しない者と認められるもの及び昭和二十年九月二日以後において、本邦に左つた者を除く。)

三 日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁されている者

### 第三 留守家族の範囲及び順位

留守家族の範囲は、未帰還者が本邦に残している配偶者へ婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫及び祖父母であつて、未帰還者が帰還しているとすれば主としてその者の収入によつて生計を維持していると認められるものとし、留守家族手当の支給を受けることができる留守家族の順位は、

前段に掲げる順序によるものとすること。

#### 第四 留守家族手当の支給の条件

留守家族手当の支給を受けることのできる留守家族は、妻の場合を除き、左の各号の一に掲げる条件に該当する場合に限ること。

- 一 夫については、不眞廢疾であること。
- 二 子及び孫については、十八歳未満又は不眞廢疾であること。
- 三 父母及び祖父母については、六十歳以上であること、不眞廢疾であること又は父母については、配偶者がなく、且つ、その者を扶養することができる直系血族がないこと。

#### 第五 留守家族手当の額

留守家族手当の月額は、二千五百円とすること。但し、留守家族の範

ニ

団に属し、且つ、留守家族手当の支給の条件に該当する留守家族が二人以上ある場合においては、二千五百円に、これらの留守家族のうち、

一人を除いた数を四百円に乗じて得た額をえた額とすること。

#### 第六 留守家族手当の支給の始期と終期

一 留守家族手当の支給は、申請のあつたときから、未帰還者が帰還したとき、自己の意思で帰還しないものと認められたとき又は死亡したものと認められたとき若しくは留守家族が留守家族手当の支給の条件を欠くに至ったときまで行うものとすること。

二 前号の外この法律の施行の日から三年を経過し、且つ、生存しているものと認められる資料があつてから既に七年を経過している未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給しないこと。

第七 未帰還者が帰還し又は拘禁を解かれた後ににおける援護  
おおむね現行の未復員者給与法及び特別未帰還者給与法と同様の援  
護へ帰郷旅費、遺骨埋葬経費、遺骨引取経費及び障害一時金の支給並  
びに療養の給付)を行うこと。

#### 第八 その他

- 一 この法律の施行期日は昭和二十八年八月一日とすること。
- 二 未復員者給与法、特別未帰還者給与法及び未帰還政府職員の給与  
制度は、これを廃止すること。但し、これらにより俸給等の支払を  
受けていた者が、この法律により留守家族手当の支給を受けること  
ができる場合、この法律により受けける留守家族手当の額がこの法  
律の施行の際、現に受けっていた額より少い場合等においては、その

実績を保障するものとすること。

三 その他所要の調整を行うこと。

未帰還者留守家族等援護法案

## 未帰還者留守家族等援護法

### 目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 援護（第五条—第二十八条）

第三章 調査究明（第二十九条）

第四章 雜則（第三十条—第三十六条）

附則

### 第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、未帰還者の留守家族に対して手当を支給するとともに、未帰還者が帰還した場合において必要な療養の給付等を行い、もってこれらの者を援護する二点を目的とする。

### （未帰還者）

第二条 この法律において「未帰還者」とは、左の各号に掲げる者であつて、日本の国籍を有するものきい。

一 もとの陸海軍に属していた者、もとの陸海軍から除籍、給料又はこれに相当する給与を受けていかなかつた者を除く。」であつて、まだ復員していないもの（以下「未復員者」という。）

二 未復員者以外の者であつて、昭和二十年八月九日以後ソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、關東州、滿洲又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、且つ、まだ帰還していないもの（自己の意思により帰還しないと認められる者及び昭和二十年九月二日以後において、自己の意思により本邦に在つた者を除く。）

2 日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁されている者及び同条に掲げる裁判により本邦以外の地域において拘禁されていた者であつて、その拘禁を解かれ

まだ帰還していないものは、この法律の適用については、未帰還者とみなす。但し、日本の国籍を有しない者は、この限りでない。

(帰還)

第三条 この法律において「帰還」とは、本邦以外の地域から居住の目的をもって、本邦に帰ることをいう。

2 前条第二項の規定により未帰還者とみなされる者であつて、本邦において拘禁されているものが、その拘禁を解かれたときは、帰還したものとみなす。

(留守家族)

第四条 この法律において「留守家族」とは、未帰還者の配偶者へ婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、以下同じ。)、子、父母、孫及び祖父母であつて、本邦に住所又は居所を有するものをいう。

2 留守家族は、当該未帰還者が死亡していただことが後に判明した場合においても、その死亡の日にさかのぼつて留守家族でなかつたものとして取り扱われることはない。

三

四

第二章 援護

(留守家族手当の支給)

第五条 未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給する。

2 留守家族手当の支給は、これを受けようとする者の申請に基いて行う。

(留守家族の順位)

第六条 留守家族手当の支給を受けることができる留守家族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とし、父母については、養父母は実父母に、祖父母については、養父母の父母は実父母の父母に、父母の養父母は父母の実父母に、それぞれ先づつものとする。

2 先順位者たるべき者が、次順位者たるべき者より後に生ずるに至つたときは、前項の規定は、当該次順位者が留守家族手当の支給を受けることができなくなつた後に限り、適用する。

(留守家族手当の支給条件)

第七条 留守家族手当は、未帰還者が帰還しているとすれば、留守家族が主としてその者の収入によって生計を維持していると認められる場合であつて、且つ、夫、子、父

母、孫又は祖父母については、これらの者がそれがん左の各号に規定する条件に該当する場合に支給する。

一 夫については、不具廃疾であること。

二 子については、十八歳未満であること、又は不具廃疾であること。

三 父母については、六十歳以上であること、不具廃疾であること、又は配偶者がなく、且つ、その者を扶養することができる直系血族がないこと。

四 孫については、十八歳未満であること、又は不具廃疾であること。

五 祖父母については、六十歳以上であること、又は不具廃疾であること。

(留守家族手当の額)

第八条 留守家族手当の月額は、二千百円とする。但し、前条の規定に該当する留守家族が二人以上ある場合においては、二千百円にこれらの留守家族のうち一人を除いた

五

六

者一人につき四百円を加えた額とする。

(同順位者数人ある場合の支給の申請)

第九条 留守家族手当の支給を受けるべき同順位の者が二人以上あるときは、これらの者は、同順位者全員のために、そのうち一人を選定して留守家族手当の支給の申請をしなければならない。

(留守家族手当の支給方法)

第十条 留守家族手当は、毎月、その月分を支払うものとする。

(支給の始期及び終期等)

第十一條 留守家族手当の支給は、留守家族が、留守家族手当の支給の申請をした日の属する月の翌月へ留守家族手当の支給を受けていた留守家族が、留守家族手当の支給を受けることができなくなったことにより、次順位者に支給する場合においては、当該転給の原因たる事由が生じた日の属する月の翌月)から始め、左の各号の一に該当するに至った日の属する月で終る。

- 一 未帰還者が帰還したとき。
- 二 厚生大臣によつて未帰還者が自己の意思により帰還しないものと認められたとき。
- 三 未帰還者の死亡の事実が判明するに至つたとき。
- 四 前各号のほか、留守家族手当の支給を受けていた留守家族が、留守家族手当の支給を受けることができなくなったとき。

2 留守家族手当の支給を受けていた留守家族は、未帰還者が死亡したものと確認するに足りる資料を得た場合又は庄に掲げる事實を知るに至つた場合には、厚生省令で定める場合を除き、連帶なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

一 未帰還者が帰還したこと。

二 未帰還者が自己の意思により帰還しない状態にあること。

3 前項第一号に規定する事実について届出があつた場合においては、未帰還者が帰還した日の属する月の翌月以後、当該留守家族がその事実を知るに至つた日までに、すでに支給した留守家族手当は、国庫に返還せらるべきである。

七

八

4 第一項第二号又は第三号の規定により留守家族手当の支給を終えた場合において、その支給の終了前に当該留守家族が第二項に規定する資料を得、又は同項第二号に掲げる事実を知つていたものであるときは、その資料を得、又はその事実を知るに至つた日の属する月の翌月以後すぐに支給した留守家族手当は、国庫に返還せらるべきである。

(留守家族手当の額の改定)

第十二条 留守家族手当の支給を受けている留守家族につき、新たに第八条祖母の規定により加給すべき留守家族があるに至つた場合における留守家族手当の額の改定は、当該留守家族手当の支給を受けている留守家族の申請により、当該申請のあつた日の属する月の翌月（当該加給の原因となつた事由の生じた日から一箇月以内に申請があつた場合には、当該事由の生じた日の属する月の翌月）から行う。

2 留守家族手当の支給を受けている留守家族につき、加給の原因となつた留守家族がなくなつた場合又はその数が減じた場合における留守家族手当の額の改定は、当該事

由が生じた日の属する月の翌月から行う。

(留守家族手当の支給をしない場合)

第十三条 この法律の施行後三年を経過した日以後においては、過去七年以内に生存していたと認めるに足りる資料がない未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給しない。

(恩給法との調整)

第十四条 未帰還者に關し、恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定による普通恩給(地方公共団体において支給するこれに相当する給付を含む。)を受ける権利につき裁定があつた場合においては、当該未帰還者の留守家族には、当該普通恩給の支給額の限度において、留守家族手当を支給しない。

(帰郷旅費)

第十五条 未帰還者が帰還したときは、厚生省令の定めるところにより、帰郷旅費として、一人につき千円から三千円まで、八十八歳未滿の者については、五百円から千五百

九

十

円まで)を支給する。

(遺骨埋葬経費)

第十六条 未帰還者のうち、未復員者 ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にある者は第ニ条第二項の規定により未帰還者とみなされる者につき、その者の死亡の事実が判明するに至った場合においては、遺骨の埋葬に要する経費として、その遺族(遺族がない場合は、葬祭を行う者)に対し、その者の申請により、死亡者一人につき三千円を支給する。但し、本邦に住所又は居所を有しない者には、支給しない。

2 前項に規定する遺族の範囲は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とし、その順位は、葬祭を行う遺族があるときはその者を先にし、その者がないときは配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による。

(遺骨引取経費)

第十七条 前条第一項に規定する者につき、その者の死亡の事実が判明するに至った場

合におけるは、還骨の引取に要する経費として、その遺族に対し、その者の申請により、死亡者一人につき二千七百円を支給する。但し、本邦に住所又は居所を有しない者は、支給しない。

2 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(療養の給付)

第十八条 厚生大臣は、第十六条第一項に規定する者が自己の責に帰することのできない事由により負傷し、又は疾病にかかり、帰還後療養を要する場合においては、帰還後三年を限り、その者の申請により、必要な療養の給付を行う。

2 前項の療養の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が同項の規定に該当する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定による療養の給付を受けている者が、同項の期間を経過する日において、なお、引き続き療養を要する場合においては、この期間の経過後にあいでも、更に三年間、その者の申請により、必要な療養の給付を行ふことができる。

二

4 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(療養の給付の範囲)

第十九条 療養の給付の範囲は、左の通りとする。

二

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

(療養の給付の機関)

第二十条 療養の給付は、厚生大臣の指定する医療機関(以下「指定医療機関」という)において、行うものとする。

(診療方針及び診療報酬)

第二十一条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるものとする。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることができないときは、及びこれによることが適当でないとその診療方針及び診療報酬は、厚生大臣の定めるところによる。

(医療費の審査)

第二十二条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を隨時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣の行う前項の決定に従わなければならぬ。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するにあたつては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める審査委員会の意見をきかなければならぬ。

(報告の請求及び検査)

一四

一三

第二十三条 厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして、指定医療機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応せず、苦しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(療養費の支給)

第二十四条 厚生大臣は、第十八条の規定により療養の給付を受けることができる者が、緊急その他やむを得ない事由のため、指定医療機関以外の医療機関から療養を受けた場合において、その必要があると認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

2 療養費の額は、療養に要する費用を基準として、厚生大臣が定める。

3 療養に要する費用の額は、指定医療機関が請求することができる診療報酬の額の例

による。

(療養中の死亡者)

第二十五条 第十八条の規定により療養の給付（前条の規定による療養費の支給を含む）以下同じ。）を受けていた者が、当該負傷又は疾病につき療養を受けていた間に死亡した場合においては、第十六条の規定を準用する。

(障害一時金)

第二十六条 第十六条第一項に規定する者が、自己の責に帰する一とのできない事由により負傷し、又は疾患にかかり、帰還に際なあつている場合、帰還後三年（療養の給付を受ける者については、その受けることのできる期間）以内にかかつた場合はならないがその期間を経過した場合において、別表中欄に掲げる程度の障害の状態にあるときは、その程度に応じ、その者の申請により、障害一時金として、同表下欄に定める金額を支給する。

(再給付等の禁止)

第二十七条 障害一時金の支給を受けた者には、同一の事由については、以後療養の給付を行わず、また、重ねて障害一時金を支給しない。

2 同一の事由について、他の法令の規定により障害一時金に相当する給付を受けることができる者には、この法律による療養の給付を行わず、又は障害一時金を支給しない。

3 同一の事由について、他の法令の規定により療養の給付に相当する給付を受けてい る者には、この法律による療養の給付を行わない。

(報告の請求)

第二十八条 厚生大臣は、療養の給付及び障害一時金の支給（以下「療養の給付等」という。）に関して必要があると認めるときは、療養の給付等を受ける者その他の関係者に付し、必要な報告を求めることができる。

第三章 調査究明

(調査究明)

第二十九条 国は、未帰還者の状況について調査究明に努めなければならない。

#### 第四章 雜則

(時効)

第三十条 廉養の給付等を受ける権利は、これらの給付事由の生じた日から二年間行わないときは、時效によつて消滅する。

(譲渡等の禁止)

第三十一条 この法律により譲渡を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さることができない。

(非課税)

第三十二条 この法律により支給を受けた金額を標準として、租税との他の公課と課する二点ができない。

2 携護に関する基準には、印紙税を課さない。

(本邦)

一七

第三十三条 この法律において「本邦」には、北海ニサハ後、南の南西諸島を含むものとする。

(権限又は事務の委任)

第三十四条 この法律の施行に関する事項は大臣の権限又は権限に属する事務であつて、政令で定めるものは、政令で定めるところによる。国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)に規定する行政機関の長、都道府県知事との認可で定める者に委任することができる。

(省令への委任)

第三十五条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他との執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

(罰則)

第三十六条 第二十八条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の過料に処する。

## 附 則

795

- 1 この法律は、昭和二十一年、月一日から施行する。  
（天復員君給与法等の廢止）
- 2 天復員君給与法（昭和二十二年法律第二百八十二号、以下「旧法」といふ。）及び特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）は、廃止する。  
（一般職の職員の給与に関する法律の一報改正）
- 3 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第二百五号、以下「公務員給与法」という。）の一報を次のよう改正する。
  - 1 附則第三項に次の但書を加える。  
組し、その者が帰還するまでの間は、給与を支給しない。
  - 2 「申請主義の特例」
    - 1 この法律の施行の際、現に旧法へ特別未帰還者給与法第二条において適用する場合を含む。以下同じ。」又は從前より公務員給与法附則第三項、之を法令としてして適用し、二十八年八月分から留守家族手当を支給する。
  - 3 「留守家族手当の始期の特例」
    - 1 この法律の施行後昭和二十八年九月三十日までに、留守家族が第七条の規定に該当するに至つた場合において、当該留守家族が同年十月三十一日までの間に、留守家族手当の支給の申請をしたときは、当該留守家族に対する留守家族手当の支給の始期は、第十一條第一項の規定にかかわらず、当該留守家族が第七条の規定に該当するに至つた日の属する月の翌月とする。
  - 4 この法律の施行後本邦に帰つたことにより留守家族となつた者が、本邦に帰つた日から起算して二箇月以内に第七条の規定に該当するに至つた場合において、本邦に帰つた日から起算して三箇月以内に留守家族手当の支給の申請をしたときも、前項と同

様とする。

→順位の特別

7 この法律の施行の際、既に借主又は從前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けている者が、第七条の規定に該する留守家族である場合には、その者が後順位者である場合においても、その権利を先順位者とみなして、他の者及び第六条第一項の規定によりその者が同順位にある者に、留守家族手当を支給する。

8 附則第四項の規定は、前項の者について準用する。

→特別手当

9 この法律の施行の際、既に旧玄又は從前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けている者が、この法律による留守家族手当の支給を受けることでござなり場合には、その者及び前項によりその者と同順位にある者に対し、毎月二十八年八月以降、毎月、その俸給の額に相当する額の特別手当を支給する。但し、当該未帰還者につき、他にこの法律による留守家族手当の支給を受けることなく、この法律

ニ

守家族がある場合には、留守家族手当の支給を受けることができる留守家族かしくな  
ニまでの間、特別手当を支給しない。

10 この法律の施行後、留守家族手当の支給を受けることができる留守家族が二名以上であ  
る場合において、他に從前の例による扶養親族たる資格を有する者へのこの法律の施行後  
その資格を有するに至った者と除く、いかあるときは、その者に対して、その日の属  
する月の翌日以降、毎月、從前の例により計算した俸給の額に相当する額の特別手当  
を支給する。

11 前項の場合において、從前の例による扶養親族たる資格を有する者が二人以上であ  
るとときは、特別手当は、同項の規定にかかるわざ、從前の例による順位により先順位  
にある者に支給するものとし、同順位者か数人あるときは、その会員に対して支給す  
るものとする。

12 従前の扶養手当の計算の基礎となつた扶養親族のうち、この法律の施行後死亡し、  
又は從前の例による扶養親族たる資格を欠く者があるに至ったときは、その日の属す

る月の翌月から特別手当の額を改定するもとし、改定後の額については、従前の例による。

13 第十三条及び第十四条の規定は、特別手当について準用する。

14 特別手当は、当該未帰還者につき、(一)法律の規定による留守家族手当の支給を受けることと/or(二)当該未帰還者に係る扶養親族たる資格を有する者であると至った場合、(三)その日の属する月の翌月以降、留守家族手当の支給を受けることと/or(四)当該未帰還者に係る扶養親族たる資格を有する者であると至った場合、(五)その日の属する月の翌月以降、

#### (賃の特例)

15 附則第九項但書又は前項に規定する場合に支給する留守家族手当の額は、第八条の規定にかかわらず、同条に規定する額に、次前の例による扶養親族たる資格を有する者へこの法律の施行後での賃料を有するに至つた者及び第ヒ条の規定に該当する者と除く、一人につき四百円とえた額とする。

16 前項の規定は、この法律の施行より遡り、(一)前項は、前項の規定による扶養親族たる資格を有する者へこの法律の施行後での賃料を有するに至つた者及び第ヒ条の規定に該当する者と除く、一人につき四百円とえた額とする。

三三

#### (差額支給)

17 従前の公務員給与法附則第三条の規定による支給額に、この法律の規定により支給する留守家族手当について、(一)前項下五項へ前項において準用する場合を除む、(二)は第ハ条に規定する額が、左に掲げる額より少額であるときは、その差額を当該家族手当に加えて支給する。

一 第二号に規定する留守家族手当以外の留守家族手当については、この法律の施行の際現に旧法及び従前の公務員給与法附則第三条の規定によつて支給している俸給の額

二 附則第十四項に規定する場合に支給する留守家族手当については、その支給とはじめた際支給していた特別手当の額

18 前項各号に規定する額は、これらの額の計算の基礎となつた扶養親族のうち、留守家族手当の支給開始後死亡し、又は従前の例による扶養親族たる資格を失く者があるに至つたときは、その日の属する月の翌月から減額するものとし、底がべき額について

ては、従前の例による。

(未支給の給付)

19 旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定による給与であつて、この法律の施行の際まだ支給していなほについては、なお、従前の例による。

(俸給の返還させない場合)

20 旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により、俸給の支給を受けていた者が、すでに死し、又は未復員者、特別未帰還者若しくは未帰還職員でなくなつていたことが判明した場合には、その者を死し、又は未復員者、特別未帰還者若しくは未帰還職員でなくなつた日以後の分として、との事実が判明した日までに、すでに支給された俸給は、国庫に返還させないことがである。

(療養の給付)

21 第十八条第一項の規定は、この法律の施行前に帰還した未帰還者についても、適用する。但し、その者を療養の給付と区別することをさる期間については、従前の例による。

二五

する。

二六

22 この法律の施行前に、旧法第八条の二第一項若しくは未復員者給与法第一項を改正する法律(昭和二十三年法律第二百七「ヒ等。以下「旧法中改正法」という。)附則第二条第一項又は旧法第八条の二第二項「旧法中改正法附則第二条第二項」において準用する場合を含む。)の規定によつて、厚生大臣が療養を要するものと認めた医療又は疾病については、厚生省令で定める場合を除くは、それぞれ第十八条第二項又は同条第四項において準用する同条第二項の規定による厚生大臣の認定があつたもののみなす。

(指定医療機関)

23 この法律の施行前に、旧法の規定により厚生大臣の指定した医療機関は、この法律の規定により厚生大臣が指定した医療機関とみなす。

(指定医療機関以外の医療機関から受けた療養)

24 第二十四条第一項の規定は、この法律の施行前に指定医療機関以外の医療機関から

療養を受けた者についても、適用する。

(再給付の禁止)

25 この法律の施行前、他の法令の規定によりこの法律による障害一時金に相当する給付を受けた者には、同一の事由について、この法律による療養を行はず、又は障害一時金を支給しない。

(実績の保障)

26 この法律の施行の際、現に旧法の規定による障害の支給を受けていた者は、前二条に規定する未帰還者でないものは、各自の間、第十六条第一項に規定する未帰還者とみなして、その者及びその留守家族に対し、この法律による優遇を行ふこととする。  
27 前項の者が、本邦以外の地域から本邦に入国したとき、日本国内の平和条約第十一条に掲げる裁判により本邦以外の地域において拘禁され、拘禁のまま本邦に入国したときを除く。)は、この法律の適用については、かつて海外帰還したものとみなす。前項に掲げる者は、日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により本邦において拘禁

三八

されていたものか、拘禁と解かれたときも、同様とする。

(恩賜法との調整)

28 天帰還者か恩賜法の一節を改正する法律(昭和二十八年法律第二号)附則第二十七条第一項の規定により退職したものとみなされ、同条第二項但書の規定により普通恩給の給与が行われる場合に於いて、当該天帰還者に關し、その退職したものとみなされた日の属する月の翌月分以後、当該普通恩給を受ける権利につき裁定のあつた日の属する月までの分として、留守家族手当又は特別手当が支給されたときは、その支給された額は、政令の定めるところにより、当該普通恩給の内訳とみなす。  
(恩賜法を廃止する等の政令(昭和二十二年政令第五十二号)第七条を次のように改める。)

29 恩賜法を廃止する等の政令(昭和二十二年政令第五十二号)第七条を次のように改める。  
前七条 もとの医療軍に屬していた者であつて、まだ復員していないものは、復員するまでの間、なお、從前の未復員者としての身分を有するものとする。

2 前項の未復員者が帰還し、又は自己の意思により帰還しないと認められると之は厚生大臣は、その者の復員に關して必要な手続をとらなければならぬ。

(厚生省設置法の一郎改正)

30 厚生省設置法(昭和二十四年法律五百五十一号)の一郎を次のように改正する。

第四条第二項第二号中、「戦没者遺族等」と「戦没者遺族、未帰還者留守家族等」に改める。

第五条第六十四号を次のように改める。

六十四 村居還者留守家族等後護法(昭和二十八年法律第 号)の定めるどころにより、留守家族手当の額を改定し、及び療養の給付の必要な有無を認定すること。

第十四条の二羽八号中、「前三号」と「前二号」に改め、同条中第一号に号を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に第一号を加える。

五 未帰還者留守家族後護法を施行すること。

三九

三〇

第三十九条の五第一項中、「第十四条の二第五号、第六号及び第八号」と「第十四条の二第六号から第八号まで」と改める。

第三十九条の大第二項の表中、「玄島県船越町」と「玄島市」に改める。

第三十九条の八中、「第十四条の二第五号」と「第十四条の二第六号」に改める。

(引揚後護法設置令の一郎改正)

31 引揚後護法設置令(昭和二十三年政令五百二十四号)の一郎を次のように改める。

第二条第二号を次のよう改める。  
二 戰傷病者、戰没者遺族等の後護及び未帰還者留守家族等の後護に關する事務を行ふこと

第五条第七号の次に次の二号を加える。

八 未帰還者留守家族等の後護に關する調查企画の事務を行ふこと

九 未帰還者留守家族等後護法(昭和二十八年法律第 号)に基く後護の実施に關する事務を行ふこと

第六条中第三号を削り、第三号の二を第三号とする。

(賄賂予防法の一部改正)

32 賄賂予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のようにより改正する

第三条第一項但書中「未帰還者給与法、昭和二十二年法律第百、十二号」及び特別未帰還者給与法(昭和二十三年法律第二百七十九号)して「未帰還者留守家賃等被護法(昭和二十八年法律第 署)」に改める。

第三十五条但書中「未帰還者給与法は特別未帰還者給与法」と「未帰還者留守家賃等被護法」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

33 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十二年法律第四百二十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「又は戻属患者被災者遺族等被護法(昭和二十二年法律第二百二十七

三)

二

一

号)第十九条第三項として「武勇病者戦没者遺族等被護法(昭和二十七年法律第二百二十一号)第十九条第三項又は未帰還者留守家賃等被護法(昭和二十八年法律第 署)

」第二十二条第三項しに改める。

(地方自治法の一節改正)

34 地方自治法(昭和二十二年法律第六十号)の一節を次のように改正する

附則第十条第一項中「、その家族等に対する俸給との他に給与に關する事務」及び「並びに特別未帰還者給与法(昭和二十三年法律第二百七十九号)」の施行に關する事務」と削る。

(地方税法の一節改正)

35 地方税法(昭和二十二年法律第二百二十九号)の一節を次のように改正する。

第二百六十二条第一号を次のようにより改める。

六 未帰還者田舎家賃等被護法(昭和二十八年法律第 署)の規定により支給を受ける金品

第三百七十二条第六号ご次のようにより改める。

六、未帰還者留守家族等機護法の規定により又論じ受けたる金は

第七百四十四条第十一項及び第七百七十七条四項中、特別未帰還者給付法にて  
特別未帰還者給付法、未帰還者留守家族等機護法へに改める。

(國家公務員災害補償法の一節改正)

36 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、未復員者給付法(昭和二十二年法律第百八十二号)」に規定する  
未復員者である職員及び特別未帰還者給付法(昭和二十三年法律第二百七十九号)に  
規定する特別未帰還者である職員」と、及び未帰還者留守家族等機護法(昭和二十八  
年法律第号)第十八条第一項に規定する未帰還者である職員に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等機護法の一節改正)

37 戰傷病者戦没者遺族等機護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改  
正する。

改正する。

第七条第一項第二号中「未復員者給付法(昭和二十二年法律第百八十二号)」第八条  
の二又は未復員者給付法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百七十七号)  
附則第二条と「未帰還者留守家族等機護法(昭和二十九年法律第  
号)第十八条  
承して改める。

第十二条中「又は未復員者給付法」と、苦しくは旧未復員者給付法(昭和二十二年  
法律第百八十二号)は未帰還者留守家族等機護法に改める。

第二十九条の次に次の二条を加える。

(遺族年金支給の特例)

第二十九条の二 軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死亡の事実が判明しなかつたた  
め、その親族に対する未帰還者留守家族等機護法第五条の規定による留守家族手当  
又は同法附則第九項若しくは第十項の規定による特別手当が支給されていた場合に  
おいては、当該軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族に支給すべき遺族年金は、

当該留守家族手当又は特別手当が支給されていた期間に係る分は支給しない。  
第三十四条第三項中「特別未帰還者給与法」を「旧特別未帰還者給与法」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等扶養法の一部改正に関する経過規定）

昭和二十七年四月一日以後この法律の施行前に旧法第八条のニ又は旧法中改正玄附則第二条の規定により療養を受けた者があつて、同期間内に負傷又は疾病をなおしたもの又はこれらの規定により療養を受けたことができる期間と超過したものを除する不具療疾の程度の認定及びその者に支給する障害年金の始期については、  
前例による。

別表

障害の程度	障 害 の 状 態	金 銭
第一級	<p>一 両眼が失明したもの</p> <p>二 咀嚼及び言語の機能を廃したもの</p> <p>三 精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの</p> <p>四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの</p>	三八〇〇円
第二級	<p>五 半身不随となつたもの</p> <p>六 両上肢をひざ関節以上で失つたもの</p> <p>七 両上肢の用を全廢したもの</p> <p>八 両下肢をひざ関節以上で失つたもの</p> <p>九 両下肢の用を全廢したもの</p>	三七
第三級	<p>一 一眼が失明し他眼の視力が〇・〇ニ以下に減じたもの</p> <p>二 咀嚼又は言語の機能を廃したもの</p> <p>三 精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの</p> <p>四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができるものの</p> <p>五 十指五本失つたもの</p> <p>六 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することのできないもの</p> <p>七 胃膜の全部の欠損その他に因り両耳の聴力を全く失つたもの</p>	三八 三七 三〇、〇〇、〇四

第四級	第五級	第六級
四 一上肢をひじ関節以上で失つたもの 五 一下肢をひざ関節以上で失つたもの 六 十指の用を廃したもの	七 両足をリストラン関節以上で失つたもの	
	一 一眼が失明し他眼の視力が〇・一以下に減じたもの 二 二肢を腰関節以上で失つたもの 三 一下肢を足関節以上で失つたもの 四 一上肢の用を全廃したもの 五 一下肢の用を全廃したもの 六 両足の指を全部失つたもの	
	一 両眼の視力が〇・一以下に減じたもの 二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの	
三 精神に障害を残し軽易な労務の外服することができないもの		

第七級	四 四肢部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務の外服することができないもの
五	一手のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ三指以上を失つたもの
六	一手の五指又はおや指及びひとさし指をあわせ四指の用を廃したもの
七	一足をリストラン関節以上で失つたもの
八	両足指全部の用を廃したもの
九	女子の外貌 <sup>外見</sup> に著しい醜状を残すもの
一〇	両側の睾丸 <sup>二つ</sup> を失つたもの
一一	一眼が失眼し、又は一眼の視力が〇・〇ニ以下に減じたもの
一二	脊柱に運動障害を残すもの
三四	神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な労務の外服することができないもの
一四	一手のおや指とあわせ二指を失つたもの
一五	一手のおや指及びひとさし指又はおや指若しくはひとさし指をあわせ三指以上を用を廃したもの
一六	一下肢を五センチメートル以上短縮したものの
一七	一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの
一八	一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの
一九	一上肢に仮関節を残すもの
二〇	一木肢に仮関節を残すもの
二一	一足の指の全部を失つたもの
二二	脾臓 <sup>ムク</sup> 又は一侧の腎臓を失つたもの
二三	脾臓又は一侧の腎臓を失つたもの
一	両眼の視力が〇・六以下に減じたもの

第九級

- 二 一眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの  
三 両眼に半盲症、視野狭窄、又は視野変状を残すもの  
四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの  
五 鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの  
六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの  
七 鼓膜全部の欠損その他に因り一耳の聽力を全く失つたもの  
八 一手のおや指を失つたもの、ひとさし指を失つた二指を失つたもの  
九 一手のあや指を失つたもの、ひとさし指を失つた二指を失つたもの又はあや指及びひとさし指以外の二指を失つたもの  
十 一定の筋の全部の用を失つたもの  
一一 生殖器に著しい障害を残すもの  
一二 一足の第一指を失つたもの又は二指以上を失つたもの  
一三 一定の筋の全部の用を失つたもの  
一四 生殖器に著しい障害を残すもの

四四

- 一 一眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの  
二 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの  
三 十四齒以上に対し齒科調教を難えだもの  
四 鼓膜の大部分の欠損で此に因り一耳の聽力が耳鏡に検しなければ文書を解すること不可能なもの  
五 一手のひとさし指を失つたもの又はあや指及びひとさし指以外の二指を失つたもの  
六 一手のおや指の用を失つたもの、ひとさし指を失つたもの  
七 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの  
八 一足の第一指又は他の四指を失つたもの  
九 一上肢の三大関節中の二關節の機能に著しい障害を残すもの

第一級

九六〇〇円

第一級	第二級
<p>六 一上肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一下肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの</p> <p>八 長管骨に奇形を残すもの</p> <p>九 脊柱に奇形を残すもの</p> <p>十 一眼の眼球に著しい運動障害を残すもの</p> <p>十一 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>十二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>十三 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>十四 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>十五 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>十六 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>十七 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>十八 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>十九 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>二十 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>二十一 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>二十二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>二十三 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>二十四 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>二十五 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>二十六 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>二十七 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>二十八 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>二十九 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三十 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三十一 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三十二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三十三 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三十四 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三十五 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三十六 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三十七 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三十八 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三十九 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>四十 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>四十一 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>四十二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>四十三 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>四十四 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>四十五 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>四十六 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>四十七 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>四十八 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>四十九 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>五十 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>五十一 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>五十二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>五十三 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>五十四 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>五十五 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>五十六 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>五十七 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>五十八 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>五十九 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>六十 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>六十一 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>六十二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>六十三 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>六十四 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>六十五 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>六十六 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>六十七 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>六十八 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>六十九 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>七十 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>七十一 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>七十二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>七十三 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>七十四 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>七十五 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>七十六 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>七十七 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>七十八 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>七十九 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>八十 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>八十一 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>八十二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>八十三 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>八十四 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>八十五 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>八十六 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>八十七 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>八十八 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>八十九 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>九十 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>九十一 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>九十二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>九十三 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>九十四 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>九十五 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>九十六 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>九十七 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>九十八 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>九十九 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>一百 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p>	<p>一 下肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>二 両眼の眼球に著しい運動機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>三 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>四 骨頭の中等度の欠損又は逆位又は脱臼又は脱臼の回復不能メートル以上では尋常の話半を解することができないもの</p> <p>五 脊柱に奇形を残すもの</p> <p>六 一手のなか指又はくすり指を残すもの</p> <p>七 一手指のひさし指の用を喪失した又は爪が短く残るのみ</p> <p>八 一足の第一指をあわせ二指以上の目を喪失したもの</p> <p>九 胸腹部臓器に障害を残すもの</p> <p>一 一眼の眼球に著しい運動機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 七歯以上に対し歯科冠を加えたもの</p> <p>四 一耳の耳殻の大部分を欠損したものの</p> <p>五 鎌骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの</p> <p>六 上肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一下肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの</p> <p>八 長管骨に奇形を残すもの</p>

## 第一四級

## 第一三級

一  
一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつ毛ほげを残すもの  
二  
三歯以上に対し歯科歯綴を加えたもの  
三  
上肢の露出面に手掌面大の醜痕うこんを残すもの  
四  
下肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの

六  
一手のひとさし指の指骨の一部を失ったもの  
七  
一手のひとさし指の末関節を屈伸することができなくなつたもの  
八  
一下肢を一センチメートル以上短縮したもの  
九  
一足の第三指以外の一指又は二指を失つたもの  
一〇  
一足の第二指を失つたもの、第二指をあわせ二指を失つたもの又は第三指以下の三指を失つたもの  
一一  
一足の第一指又は他の四指の兩を喪したもの  
一二  
局部に発回及神經症状を残すもの  
一三  
男子の外貌に著しい醜状を残すもの  
一四  
女子の外貌に醜状を残すもの

三二〇〇円

一  
一眼の視力が〇.八以下に残したもの  
二  
一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの  
三  
両眼のよぶたの一部に欠損を残し、又はまつ毛ほげを残すもの  
四  
一手の二指を失つたもの  
五  
一手のおや指の指骨の一部を失つたもの  
六  
一手のひとさし指の指骨の一部を失つたもの  
七  
一手のひとさし指の末関節を屈伸することができなくなつたもの  
八  
一下肢を一センチメートル以上短縮したもの  
九  
一足の第三指以外の一指又は二指を失つたもの  
一〇  
一足の第二指の用を喪したもの、第六指をあわせ二指の用を喪したもの又は第ニ指以外の三指の用を喪したもの

四八

四二

備考

- 五 一手の二指の用を廃したもの
- 六 一手のあや指及びひとさし指以外の指骨の一部を失つたもの
- 七 一手のおや指及びひとさし指以外の指の末関節を屈伸することができなくなつるもの
- 八 一定の第三指以下の一指又は二指の用を廃したもの
- 九 局部に神経症状を残すもの
- 一〇 男子の外貌に醜状を残すもの
- 一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力をについて測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指關節、その他の指は第一指關節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を廃したものとは、指の末關節の半分以上を失い、又は掌指關節若しくは第一指關節（おや指にあっては指關節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 足指の用を廃したものとは、第一指は末關節の半分以上、その他の指は末關節以上を失つたもの又は蹠趾關節若しくは第一指關節（第一指にあっては足指關節）に著しい運動障害を残すものをいう。

理由

未帰還者の留守家族があかれている特別の状態にかんがみ、これらの者の機護を強化し、あわせて未帰還者が帰還した場合に所要の機護を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

未帰還者留守家族等援護法  
案（第十六国会）参照条文

引揚援護庁

第一條 (この法律の目的) 附則

○ 日本国憲法

(生存权・國の社会的使命)

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

國は、すべての生活方面について、社会福祉・社会保証及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

○ 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、日本国憲法第十五条规定する理念に基づき、國が生活に困窮するすべての国民に対し、その困難の程度に応じ、必要な保護を行い、

その最低限度の生活を保障するとともに、その自立と助長することを目的とする。

二

る。

第二条 (未帰還者) 因係

○ 陸軍刑法を廃止する等の政令(昭和二十二年政令第五十二号)

附 則

第六条 二の政令は、昭和二十二年五月三日から適用する。

第七条 この政令施行の際現に陸海軍に属し復員していない者は、その者の復員するまで、從前の業務に相当する未帰還者としての業務に秩序を保つて従事するものとし、給与についての取扱いについては、未帰還者給与法に定めるものを除く外從前の例による。

○ ポンダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省因係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律第百二十号)

(将来存続すべき命令)

第三条 前二条に規定する命令並びに左に掲げる命令及び命令の規定は、日本國との平和条約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。

二 陸軍刑法を廃止する等の政令(昭和二十二年政令第五百三号)第十七条

○国籍法(昭和二十五年法律第百四十七号)

(国籍の喪失)

第八条 日本国民は、自己の意思によつて外國の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。

第九条 外國で生れたことによつてその國の国籍を取得した日本国民は、国籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の定めるところにより日本の国籍を喪失する意思を表示しなければ、その出生の時にさかのぼつて日本の国籍を失う。

三

四

第十一条 外國の国籍を有する日本国民は、日本の国籍を喪失することとなる。  
2 國籍を喪失するには、法務省令に届け出なければならない。  
3 国籍を喪失した者は、日本の国籍を失う。

○未復員者給与法(昭和二十二年法律第百八十二号)

第一条 もとの陸海軍に屬している者で、まだ復員していないもの(以下未復員者といふ)に係る給与に関しては、他の法令に特別の定のあるものを除く外この法律で定めるところによる。

○特別未帰還者給与法(昭和二十三年法律第二百七十九号)

第一条 この法律で「特別未帰還者」とは、もとの陸海軍に屬していない者で、昭和二十一年九月二日から引き続き海外に在つてまだ帰國せず、且つ、ソビエト社会主義共和国連邦・韓国・千島・北緯三十八度以北の朝鮮・關東州・滿洲又は中國本土(主務大臣の指定する地域を除く)の地域内において、ソビエト

社会主義共和国連邦の区域内の未復員者と同様の実情にあるものさう。

第一系の二　日本国との平和条約第十一系に掲げる裁判により拘束されている者は　この法律の規定の適用については、特別未復員者となります。

#### ○日本国との平和条約

##### 第十一系

日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。これらの拘禁されていふ者を赦免し、減刑し、及び假出獄させる权限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本国の大勅告に基く場合の外、行使することができない。極東国際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この权限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の决定及び日本国の大勅告に基く場合の外、行使することができない。

五

六

#### 第三系（帰還）關係

##### ○出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号） （定義）

第二系　この政令において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　本邦　本州　北海道　四国及び九州並びにこれらに附屬する島で玄蕃省令で定めるものをいう。

##### ○南方連絡事務局設置法（昭和二十七年法律第ニ百十八号） （設置）

第一系　左に掲げる地域（以下「南方地域」という。）に関する事務（外務省の所掌に属する事務を除く）を行ふため、總理府の附屬機關として、南方連絡事務局を置く。

一 北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）

○ 外國島嶼及び外國貿易管理法（昭和二十四年法律第ニ百二十八号）

第六条 この法律又はこの法律に基く命令の適用を除くにするため、並に掲げらる用語は、左の定義に従うものとする。

一 本邦とは、本州、北海道、四國、九州及び命令で定める他の附屬の島をさす。

#### 第四条（留守家族）

○ 未復員者給与法

第四条 未復員者で命令で定める扶養親族のあるものには、扶養手当を支給する。

○ 未復員者給与法施行規則（昭和三十二年大臣命令第百二十一号）

八

第二条 法第四条第一項の扶養親族は、未復員者外内地に残している者の配偶者並びに正に掲げる二種類内の血族及び一親等の姻族でその未復員者と生計を一にし、且つ、主としてその収入によつて生計を維持していくと認められるものとする。

- 一 年令満十八才未満または満六十才以上の者
- 二 不良癡疾の状態にある者

○ 戰傷病者戦没者遺族等後護法（昭和二十七年法律第百二十七号）

（遺族の範囲）

第二十四条 遺族年金を受けるべき遺族の範囲は、死後した者の死後の當時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）子・父・母・孫・祖父及び祖母で、死亡した者の死せり当時の国籍を有し、且つ、その者によつて生計を維持し、又はその者

七

と生計をともにしていたもの（死した者の死亡の当時、その者の軍人軍属たるによる勤務かなつたなうば、これらの条件に該さしてしたものと認められるものを含む。以下同じ。）とする。

#### 第五条（留守家族手当の支給）關係

##### ○ 戰傷病者戦没者遺族等援護法

（裁定）

第六条 褐害年金、遺族年金又は弔慰金を受ける权利の裁定は、これらの援護を受けよつとする者の請求に基いて厚生大臣が行う。

##### ○ 未復員者給与法

第四条 未復員者で命令で定める扶養親族のあるものには、扶養手当を支給する。

#### 第六条（留守家族の順位）關係

##### ○ 未復員者給与法

#### 第四条

扶養手当は、毎月 命令の定めるところにより、これを扶養親族の一人に支払うものとする。

##### ○ 未復員者給与法施行規則

第四条 法才四条才四頃の規定によつて扶養手当の支払を受ける扶養親族は、未復員者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、配偶者の父母及び兄弟姉妹の順位によつて定めた者とし、同順位にあつては、長は幼に先だつものとする。但し、才二条の扶養親族を相互に協議して、法才四条才四頃の規定によつて扶養手当の支払を受ける扶養親族を選定し、支給方に申出せた場合はそれによる。

8/8

# 国立公文書館 National Archives of Japan

三 薄六十才以上の父母及び祖父母

四 所十才未満の者

五 不良疾者

○ 戦傷病者戦没者遺族等後護法

（夫子父母孫祖父及び祖母に対する遺族年金の支給条件）

第二十五条 夫・子・父・母・孫・祖父及び祖母に対する遺族年金は、これら  
の遺族が昭和二十七年四月一日より死した者の死亡の日から昭和二十七年四  
月二日以後であるときは、その死の日の日にあひて、それそれ左の各号に規定  
する条件に該当する場合及びその後はじめてそれそれこれらの方に該当する  
に至つた場合に支給する。

一 夫については、不良疾であつて、生活資料を得ることができないこと。

二 子については、十八才未満であつて、配偶者がないこと、又は不良疾で

一四

あつて、生活資料を得ることができないこと。

三 父及び母については、六十才以上であること、不良疾であつて生活資料  
を得ることができないこと、又は配偶者がなく、且つ、その者を扶養すること  
とかでさる直系血族がないこと。

四 祖父については、十才未満であつて、配偶者がなく、且つ、その者を扶養  
することができる直系血族がないこと、又は不良疾であつて、生活資料を得  
ることとかでさず、且つ、その者を扶養することができる直系血族がないこ  
と。

五 祖父及び祖母については、六十才以上であつて、その者を扶養することができ  
ざる直系血族がないこと、又は不良疾であつて、生活資料を得ることができ  
ざず、且つ、その者を扶養することができる直系血族がないこと。

○ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）

第十六条 前条に規定する弘員の遺族は、左の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、弘員の死亡当時事实上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む。）

二 子、父母、孫及び祖父母で、弘員の死亡当時主としてその收入により生計を維持していたもの

三 前二号に掲げる者の外、弘員の死亡当時主としてその收入により生計を維持していた者

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前二号に該当しないもの

#### 第八条（留守家族手当の額） 国庫

##### ○ 未復員者給与法

第三条 未復員者の俸給は、これを月額千円とする。

##### 第四条

一五

2 抚養手当の月額は、扶養親族のうち妻（届出をしないが、事实上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。）については六百円とし、その他の者については一人につき四百円とする。但し、満十八才未満の子の内一人については、六百円とする。

第一九條（同順位者数人ある場合の支給の申請）申請

○ 戦傷病者歿没者遺族等機護法

（遺族年金を受ける権利を有する者が数人ある場合の請求）

第二十八條 同一の支給事由により遺族年金を受ける権利を有する者が数人ある場合には、これらの者は、全員のために、そのうち一人を選定して、当該遺族年金の請求を行わなければならない。但し、世帯を異にする等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

第十條（留守家族手当の支給方法）関係

○ 未復員者給与法

第三條

2 債給は、未復員者が内地（樺太を除く。以下同じ。）に帰還したときは、これを

とりまとめてその者に支払うものとする。但し、特に必要があるときは、その

者が内地に帰還する以前でも、命令で指定する者に支払うことができる。

第四條

4 扶養手当は、毎月、命令の定めるところにより、これを扶養親族の一人に支払うものとする。但し、支給府において必要があると認めた場合においては、

支給すべき三箇月分以内の分は、これをとりまとめて支払うことができる。

第十一條（支給の始期及び終期等）関係

○ 未復員者給与法

第四條

5 扶養手当の支払を受けている者又は命令で定める者は、左の各号の一に該当する事実がある場合においては、遅滞なく、その旨を支給府に届け出でなければ

ばならない。

- 一 あらたに扶養親族たる要件を具备する者があるに至つた場合
- 二 扶養親族のうち扶養親族たる要件を欠く者があるに至つた場合
6. 扶養手当は、前項各号に掲げる事実の生じた日から、その支給を開始し、その支給額を改訂し、又はその支給をやめる。
- 第五條 未復員者が復員し又は死亡したときは、復員し又は死亡した日の属する月分の支給及び扶養手当は、全額これを支給する。
- 未復員者が復員し又は死亡した日の属する月の翌月以降その者の復員又は死亡の事実の判明した日までに、既に支給された俸給又は扶養手当は、これを国庫に返還させることができる。

### ○ 未復員者給与法施行規則

第五條 法第四條第五項各号に規定する事実は、あらたに前條に該当するに至つ

一九

た者かうこれを支給府へちらたに前条は該当するに至つた者にあつては、この項法所定審覈する部の民生局または道府県の民生部、以下同じに届け出でなければならない。

前項の届出は左の各号に掲げる期間内にこれをしなければならない。

- 一 あらたに扶養手当の支給を受けるに至つた扶養親族が、内地外から帰還したものである場合は、その内地に帰還した日から三箇月以内
- 二 前号以外の者である場合は、法第四條第五項各号に規定する事実が発生した日から一箇月以内

法第四條第五項第一号に該当する場合において、第一項の届出が前項の期限経過後になされどとくは、その届出を受理した日の属する月の翌月分から扶養手当の支給を開始し、又はその支給額を改訂する。但し、通信連絡又は交通の絶えたことにより、帰還して初めて未復員者であつたこと次第明したため前項の期間内に届出をしなかつた場合には、未復員者が復員した日から一日以内に届け出た場合に限り、法第四條第五項第一号の事実の発生

した日の属する月の翌月分から扶養手当を支給する。

第七條 法第四條第四項の規定により扶養手当の支給を受けているもの又は第一條第一項第三号の規定により俸給の支給を受けている者は、法第五條第一項又は法第六條第一項に規定する事実についてその事実を知つたとせから一箇月以内に、これを支給手に届け出でなければ法第五條第二項又は法第三項の規定の適用は、これを受けることができない。

### ○ 恩 給 法

#### 〔年金恩給の給与期間〕

第三條 年金タル恩給ノ給与ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル月ノ翌月ヨリ之ヲ始メ権利消滅ノ月ヲ以テ終ル

### ○ 民 法 (明治二十九年法律第八十九号)

第三十條 不在者ノ生死力七年向分明ナラサルトキハ家庭裁判所ハ利害關係人ノ

三

請求ニ因リ失踪ノ宣告ヲ為スコトヲ得

戰地ニ留ミタル者、沈没シタル船舶中ニ在リタル者其死ノ原因タルヘキ危難ニ遭遇シタル者ノ生死力 戰争ノ止ミタル後、船舶ノ沈没シタル後又ハ其他ノ危難ノ去リタル後三年向分明ナラサルトキ亦同シ

第三十一條 失踪ノ宣告ヲ受ケタル者ハ前條ノ期間満了ノ時ニ死亡シタルモノト

看做ス

#### 第十二條 (留守家族手当の額の改訂) 国係

第十一條の参照條文参照

#### 第十三條 (留守家族手当の支給をしない場合) 国係

第十一條の参照條文参照

第十四條（恩給等との調整）法律

○ 恩 給 法

〔普通恩給又は一時恩給の給与事由〕

第四十九條 公務員所定ノ年数在職シタルトキハ之ニ普通恩給又ハ一時恩給ヲ給ス

○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（退職年金及び退職一時金の制度）

第四十條 職員が相当年限忠実に勤務して退職し、又は死亡した場合における  
その者又はその者の遺族に対する退職年金又は退職一時金の制度は、す政令か  
に実施されなければならない。

2 公務に因る負傷若しくは疾病に因り死し、若しくは退職した職員又はこれ  
らの者の遺族に対しても、退職年金又は退職一時金の制度が実施されることが  
できる。

三

ア 前項の規定による退職年金又は退職一時金の制度の実施に当つては、第四十  
五條の規定による公務災害補償との間に適當な調整が図られなければならない。

4 第一項及び第二項の退職年金及び退職一時金の制度を定めるに当つては、国  
及び他の地方公共団体との間に権衡を失しないよう適当な考慮が払われなけ  
ればならない。

5 前條第三項の規定は、第一項及び第二項の退職年金及び退職一時金の制度に  
ついて準用する。

○ 特別未帰還者給与法

第三條 国又は地方公共団体の公務員である特別未帰還者で現に國又は地方公共  
団体から俸給を受けているものについては、この法律による俸給及び扶養手当  
は支給しない。

第十五條（帰郷旅費）同様

○未復員者給与法

第七條 未復員者には、その復員の際、命令の定めるところにより、帰郷旅費として、千円から三千円までを支給する。但し、内地外において復員した者は、これを支給しない。

第十六條（遺骨埋葬経費）同様

○未復員者給与法

第八條 未復員者が死亡した場合においては、遺骨の引取に要する経費として、死亡者一人当たり二千三百円、遺骨の埋葬に要する経費として、死亡者一人当たり三千円をその遺族に支給することができる。但し、命令で指定する者の遺族に

三五

は、遺骨の埋葬に要する経費は、これを支給しない。

前項の規定による遺族の範囲及び順位は、死亡した未復員者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにこれらの親族を欠くときは、その葬祭を行う者とし、同順位者にあつては、長は幼に先立つものとする。

○國家公務員災害補償法

（葬祭補償）

第十八條 職員が公務上死亡した場合においては、国は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、平均給与額の六十日分に相当する金額を支給する。

第十七條（遺骨引取経費）同様

○未復員者給与法第八條第一項

第十七條の参照條文参照

第十八條（療養の給付）内保

○ 未復員者給与法

第八條の二 厚生大臣が、未復員者が自己の責に帰する事のできない事由により疾病にかかり、又は負傷し復員後療養を要するものと認められた場合においては、復員後三年間、その者に対し、必要な療養を行う。

厚生大臣は、前項の規定による療養を受けている者が同項の期間を経過する日において、なお、引き続き療養をするものと認めた場合においては、その期間の経過後においても更に三年間その者に対し、必要な療養を行うことができる。

○ 国家公務員災害補償法

（療養補償）

第十條 公務員が公務上負傷し、又は疾病にかかる場合には、国は、療養補償として、必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。

○ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

（療養補償）

第七十五條 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかる場合には、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

2 前項に規定する業務上の疾病及び療養の範囲は、命令で定める。

第十九條（療養の給付の範囲）内保

○ 未復員者給与法

第八條の二

三 前二項に規定する療養の範囲は、左に掲げるものとする。

一 診 療

- 一 薬剤又は治療材料の支給
- 二 処置、手術その他の治療
- 三 病院又は診療所への収容
- 四 看護
- 五 移送

○ 国家公務員災害補償法

第十一條 前條の規定による療養の範囲は、左に掲げるものであつて、療養上相  
当と認められるものとする。

一 診 察

- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護

六 移 送

第七十條 へ療養の給付の機関(國庫)

○ 未復員者給与法

第八條の二

ト 完一項及び第二項の規定により療養を受けることが出来る者が、前項の療養  
を受けようとするときは、左の各号の定めるところによる。

一 厚生大臣の指定する医療機関から受けたことができる。この場合において、国は、厚生大臣の定める基準の範囲内で、当該医療機関にその費用を支払う。

二 前号に規定する医療機関以外の医療機関から受けたことができる。この場合において、国は、厚生大臣の定める基準の範囲内で、その費用をその療養を受けた者に支払わなければならない。

第二十一条（診療方針及び診療報酬） 国保

○ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

〔診療方針〕

第四十三条ノ四 保険医及保険薬剤師ハ厚生大臣が定ムル所ニ依リ懇切丁寧ニ被保険者及被扶養者ノ療養ヲ担当スベシ

② 厚生大臣前項ノ定ム為サントスルトキハ中央社会保険医療協議会ニ諮詢スル

モノトス

③ 保険医及保険薬剤師ニシテ前項ノ規定ニ依ル療養ヲ担当スルノ責務ヲ怠リタルトキハ都道府県知事之ガ指定ヲ取消スコトヲ得

〔診療報酬〕

第四十三条ノ六 保険医若ハ保険薬剤師又ハ之ヲ使用スル者が療養ノ給付ニ關シ保険者ニ請求スベキ費用ノ額ハ療養ニ要スル費用ヨリ一時負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス

② 前項ノ療養ニ要スル費用ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ保険者之ヲ算定ス

③ 厚生大臣前項ノ規定ニ依リ定ム為サントスルトキハ中央社会保険医療協議会ニ諮詢スルモノトス

第二十二条（医療費・審査） 国保

○ 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）

（審査委員会の委員）

第十四條 基金は、前條第一項第三号及び第二項の審査を行うため、從たる事務並ごとに、審査委員会を設けるものとする。

2 審査委員会の委員は、診療担当者を代表する者、保険者を代表する者及び学識経験者のうちから、各々九人以下の同数を幹事長が委嘱する。

3 前項の委嘱は、診療担当者を代表する者及び保険者を代表する者についてはそれぞれ所属団体の推薦により、学識経験者については都道府県知事の推薦により行わなければならない。

第二十三條（報告の請求及び検査）関係

○ 未復員者給与法

三

第八條の十一 厚生大臣又は都道府県知事は、療養等の支給に關して必要があると認めるときは、療養等の支給を受けようとする者その他の關係人に対し、必要な報告を要することができる。

○ 生活保護法

（調査の嘱託及び報告の請求）

第二十九條 市町村長は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び收入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の關係人に、報告を求めらることができます。

○ 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）

（報告の請求及び検査）

第四十二條 都道府県知事は、第三十四条第一項及び第三十五条に規定する費用

の負担を過正ならしめるため必要なあると認めるとときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該医員をして指定医療機関についてその

管理者の同意を得て実地に診療録その他の帳簿類を検査させることができる。

2 指定医療機関が、正当な理由がなく、前項の報告の状況に応せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

### ○ 未復員者給与法

第八條の十二 厚生大臣又は都道府県知事は、療養等の支給に因して必要があると認めるときは、その医員に療養等の支給に因する病院又は診療所に立ち入らせ、診療その他の帳簿類を検査させ、又は療養等の支給を受けようとする者その他の関係人に對し、質問をすることができる。

前項の規定により立ち入り、検査し、又は質問する医員は、その身分を示す

三

証票を携帶し、且つ、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第一項の權限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### ○ 生活保護法

#### (調査及び検診)

第二十八條 市町村長は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するため、要保護者について当該医員は、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、市町村長の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定によつて立入調査を行う当該医員は、厚生省令の定めるところにより、その自分を示す証票を携帶し、且つ、関係人の請求があつたときは、こ

れを呈示しなければならない。

了 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。

#### 第二十四條（療養費の支給）関係

##### ○ 未復員者給与法第八條ノニ第四項第二号

第二十條（療養の給付の権限）の参照條文参照

#### 第二十五條（療養中の死亡者）関係

##### ○ 未復員者給与法

第八條の三 前條の規定により療養を受けている者が、その間に死亡した場合においては、遺骨の埋葬に要する経費として死亡者一人当たり三千円をその遺族に

支給する。

第八條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

#### 第二十六條（障害一時金）関係

##### ○ 未復員者給与法

第八條の四 未復員者が自己の責に帰することができない事由により疾病にかかり、又は負傷した場合にはいて、復員の際治ゆしていふとき、復員後三年以内に療養を受ける者については、その受けることのできる期間以内に治ゆしたとき、又は治ゆしないがその期間を経過したときは厚生大臣が別表第一に掲げる程度の障害の状態にあると認めた者は、その程度に応じ、障害一時金として同表下欄の甲に定める金額を支給する。

第二十七條（再給付等の禁止）関係

○ 未後員者給与法

第八條の五 障害一時金の支給を受けた者は、同一の事由については以後療養を行わず、又、重ねて障害一時金を支給しない。

第八條の六 同一の事由について他の法令の規定により療養又は障害一時金に相当する給付を受ける者は、この法律による療養を行わず、又は障害一時金を支給しない。

○ 未後員者給与法改正（昭和二十三年法律第二百七十七号）

附 則

第五條 この法律の規定の適用を受ける日前に同一の事由につき他の法令の規定により障害一時金に相当する年金または一時金の支給を受けた者は、この法

三九

律による障害一時金を支給しない。

第二十八條（報告の請求）関係

第二十三條（報告の請求及び検査）の参照條文参照

四〇

第二十九條（調査究明）関係

○ 外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）  
（外務省の任務）

第三條 外務省は、左に掲げる國の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機關とする。

八 海外における邦人の保護並びに海外渡航及び移住のあつ旋

○ ポツダム宣言（一千九百四十五年七月二十六日）

九 日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且ツ生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルベシ

○ 日本国との平和條約

第五條

(b) 日本国軍隊の各自の家庭への復帰に關する一千九百四十五年七月二十六日のポツダム宣言の第九項の規定は、まだその実施が完了されていない限り、実行ナれるものとする。

第三十條（時効）関係

○ 未復員者給与法

三

二

第八條の七 療養、第八條の三の規定による遺骨の埋葬に要する経費及び障害二時金（以下療養と称称する。）を受ける権利は、これらの給付事由の生じた日から二年間行わないときは、時効により消滅する。

○ 国家公務員災害補償法

（時効）

第二十八條 補償を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。但し、補償を受けるべき者が、この期間経過後その補償を請求した場合にはて、実施機関が第八條の規定により、補償を受けるべき者に通知をしたこと又は自己の責に帰すべき事由以外の事由によつて通知をすることができないなかつたことを立証できない場合には、この限りでない。

2 前項の時効の中止、停止その他の事項に關しては、民法の時効に關する規定を準用する。

○ 恩給法

(恩給受給权の消滅時効)

第五條 恩給を受くる者の権利は之を給すべき事由の生じたる日より七年間請求せざるとときは、時効により消滅す。

○ 会計法 (昭和二十二年法律第三十五号)

第三十條 金銭の給付を目的とする國の権利で、時効は除し他の法律の規定がないものは、五年間これをを行なうときは、時効により消滅する。

國に対する権利で、金銭の給付を目的とするものにつても、また同様とする。

○ 民法

(三年の短期消滅時効)

第一百七十條 左ニ掲ケタル債権ハ三年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

一 医師、産婆及ヒ薬剤師ノ治術、勤務及ヒ調剤ニ關スル債権

四三

四二

二 技師、棟梁及ヒ請負人ノ工事ニ關スル債権但此時効ハ其負担ンタル工事終了ノ時ヨリニテ起算ス

(時効)

第四十五條 障害年金、遺族年金又は弔慰金を受ける権利は、七年間を行わないときは、時効によつて消滅する。

第三十一條 (譲渡等の禁止) 内律

○ 未復員者給与法

第八條の八 賞賜を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差押えることができない。

○ 戰傷病者戰沒者遺族等援護法

(譲渡又は担保の禁止)

第四十六條 障害年金、遺族年金又は弔慰金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することはできない。

○ 戰傷病者戰沒者遺族等援護法

(差押の禁止)

第四十七條 障害年金、遺族年金又は弔慰金を受ける権利及び第三十七條に規定する国債は、差し押えることはできない。但し、國稅徵收法(明治三十年法律第二十一号)又は國稅徵收法の例による場合においては、この限りでない。

○ 国家公務員災害補償法

(補償を受ける権利)

第七條

四三

2 補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることはできない。

○ 恩給法

(譲渡、担保、差押の禁止)

第十一條 恩給ヲ受クルノ権利ハ之ヲ譲渡シ、又ハ担保ニ供スルコトヲ得ス

○ 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)

(差押禁止債权)

第六百十八條 左ニ掲タル債权ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

第一、法律上、養料

第二 債務者カ義捐建設所ヨリ又ハ第三者、慈惠ニ因リ受クル経緯ノ收入但債務者及ヒ其ノ同居、親族、生活必需ナルモノニ限ル

第三及ヒ第四削除

○ 第五官吏、神祇、僧侶及ヒ公立私立ノ教育場教師ノ賃務上ノ收入、恩給及ヒ其役  
務ノ扶助料

- 第六 賃工、労役者又ハ雇人カ其勞力又ハ役務ノ為ニ受クル報酬
- 2 第一号、第五号及第六号ニ掲ケル收入ニ付テハ其支松期ニ受クヘキ金額ノ四  
分ノ一二限リ之ヲ差押フルコトヲ得 但シ 差押ニ因リ債務者カ其生活上窮迫  
ノ状態ニ陥ルノ恐ナキトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ共二分ノ一二達スルマテ之ヲ  
差押フルコトヲ得

### 第三十二條（非課税）肉係

#### ○ 未僱員者給与法

第八條の九 療養等として支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を  
課してはならない。

四

#### ○ 国家公務員災害補償法

##### （非課税等）

第三十條 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を  
課してはならない。

第三十一條 補償に因する書類には、印紙税を課さない。

四

#### ○ 所得税法（昭和二十二年法律第二十七條）

##### （非課税所得）

第六條 左に掲げる所得については、所得税を課さない。

二 傷病者の恩給並びに遺族の恩給及び年金

#### ○ 残傷病者戦没者遺族等扶護法 （非課税）

第四十八條 障害年金、第十七條又は第二十一條の規定により支給を受ける全額及び弔慰金並びに第三十七條に規定する国債につき、譲渡又はその相続人が受けた利子及びこれらの者の当該国債の譲渡による所得については、所得税を課さない。

又 謙譲に因する高級官吏は、印紙税を課さない。

### 第三十三條（本邦）関係

第三條（偏重）の参照（條文参照）

### 第三十四條（権限又は事務の委託）関係

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十九号）

（行政機関の長）

第五條 総理府及び各省の長は、それぞれ内閣総理大臣及び各省大臣（以下各大

臣と總務する。）とし、内閣法（昭和二十二年法律第五号）の「主任の大臣」として、それぞれ行政事務を分担管理する。

○ 社会福祉審議（昭和二十六年法律第二百四十五号）

（設置）

### 第十三條

福社に因する事務所は、生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法に定める振譲、育成又は更生の措置に因する事務をつかさどるところとする。

○ 南方運輸事務局設置法（昭和二十七年法律第二百十八号）

（日本政府南方運輸事務所）

第五條 南方地域において左の各号に掲げる事務を行わせること、南方運輸事務局は、日本政府南方運輸事務所（以下「南方運輸事務所」という。）と置く。

ニ 第二條第一号から第四号までは掲げる事務を行うこと。

(所掌事務)

第二條 南方連絡事務局は、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 本邦へ出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)第二條に規定する本邦をいう。以下同じ。)と南方地域との渡航に關する事務を行うこと。
- 二 南方地域に滞在する日本国民の保護に關する事務を行うこと。
- 三 本邦と南方地域にわたら身分關係事項その他的事実について公の證明に關する文書を作成すること。
- 四 本邦と南方地域との間にあって解決を要する事項を調査し、連絡し、あづらし、及び処理すること。

○ 戰傷病者、戦没者遺族等援護法

(権限又は事務の委任)

第五十條 この法律に定める厚生大臣の权限又は权限に屬する事務であつて、政

三三

令で定めるところにより、都道府県知事又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する機関の実施機関が行う。

三三

第三十五條 (省令への委任) 国庫

○ 戰傷病者戦没者遺族等援護法

(省令への委任)

第五十一條 この法律に特別の規定がある場合を除く外、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、省令で定める。

第三十六條 (罰則) 国庫

○ 未徴員者給与法

第八條の十三 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

- 一 第八條の十一の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者  
二 前條第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は檢  
査に對して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者。

○ 一般職の職員の給与に関する法律

附 則

3 未帰還職員の給與の取扱については、この法律の規定にかかわらず、なお從前の例による。

○ 未帰還職員の給與（昭和二十六年人事院規則九一九）

（規則）

第一條 給興法附則第三項（未帰還職員の給與の取扱）の規定による未帰還職員の給與は、俸給及び扶養手当とする。

第二條 二の規則において「未帰還職員」とは、昭和二十一年八月十五日以降引続内地（樺太を除く。以下同じ。）外にある職員三つう。

五六

（俸 紙）

第三條 未帰還職員の俸給の月額は、次の各号に定めることによる。

一 内地に扶養親族（給興法第十一條第二項「扶養親族」に規定する扶養親族に相当する者をいう。以下同じ。）を残置しない者にあつては、その者の昭和二十一年七月一日現在の俸給は、扶養親族を残置する者（未後遺言給與法（昭和二十二年法律第八百八十二号）の適用を受けないもの）にあつては、その者の昭和二十一年七月一日現在の俸給又は給料の額（その額が別表上欄に掲げる額のいずれにも該当しない場合には同欄におけるその額の直近の額とし、同欄におけるその額の直近上位の額とする。）に対応する別表下欄に掲げる新俸給の額。

二 内地に扶養親族を残置する者（未後遺言給興法の適用を受けるものにあつては、前号により算出した新俸給の額から同法に基く俸給の額を控除した額（扶養手当）

第四條 未帰還職員の扶養手当は、内地に残置されている扶養親族について支給する。

2 未復員者給與法の適用を受けない未帰還職員の扶養手当の月額は、次の各号の金額の合計額とする。

一 扶養親族のうち、配偶者については六百円、その他の扶養親族については一人につき四百円（但し、満十八才未満の子一人については六百円）

二 前号の金額に、それぞれの扶養親族の居住地に対する給與法第十二條第二項（勤務地守当の月額）に定める勤務地手当の支給割合を察した額

3 未復員者給與法の適用を受けた未帰還職員の扶養手当の月額は、前項の扶養手当の月額から同法に基く扶養手当の額を控除した額とする。

#### 附則第四項（申請主義の特例）関係

##### ○ 未復員者給與法（昭和二十二年法律第二百八十九号）

五七

五八

#### 第三條 未復員者の俸給は、これを月額十円とする。

俸給は、未復員者が内地（樺太を除く。以下同じ。）に帰還したとき、これをヒリまとめてその者に支払うものとする。但し、特に必要があるときは、その者が内地に帰還する以前でも、命令で指定する差に支払うことができる。

第四條 未復員者で命令で定める扶養親族のあるものには、扶養手当を支給する。

##### ○ 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の職階制、試験、在免、給與、能率、分限、懲戒、保障、服装及び恩給に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、左に掲げる法律の規定を準用する。

##### 三 一般職の職員の給與に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）

##### ○ 未帰還者留守家族等扶護法案

##### （留守家族手当の支給）

第五條 未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給する。

2 留守家族手当の支給は、これを受けようとする者の申請に基いて行う。

#### 附則第二十一項（療養の給付）関係

##### ○ 未復員者給與法

第八條の二 厚生大臣が、未復員者が自己の責に帰することの、でない事由に因り疾病にかかり、又は負傷し療養が必要とするものと認めた場合においては、復員後三年間、その者に対し、必要な療養を行う。

附則（昭二三、一二、二九法律二七七）

第二條 厚生大臣が、この法律施行前に復員した者が未復員中にあって自己の責に帰ることのできない事由に因り疾病にかかり、又は負傷し療養を要するものと認めた場合においては、この法律施行の日から三年間、その者に対し、必要な療養さ

三九

行う。

##### 第八條の二

厚生大臣は、前項の規定による療養を受けている者が同項の期間を超過する日ににおいて、なお、引き続き療養を要するものと認めた場合においては、その期間の終

温後においても更に三年間その者に対し、必要な療養を行うことができる。

六〇

#### 附則第二十三項（指定医療機関）関係

##### ○ 未復員者給與法

##### 第八條の二

第一項及び第二項の規定により療養を受けることが出きう者が、前項の療養を受けようとするときは、左の各号の定めるところによる。

一 厚生大臣の指定する医療機関から受けることができる。この場合において、

国は、厚生大臣の定める基準の範囲内で、当該医療機関にその費用を支払う。

二 前号に規定する医療機関以外の医療機関から受けれる一びができる。この場合において、国は、厚生大臣の定める基準の範囲内で、その費用をその療養を受ける者に支払わなければならぬ。

附則第二十八項（新法と恩給法との調整）関係

○ 恩給法の一項を改正する法律案（昭和二十八年法律第

号）

（未帰還公務員）

第二十七條 昭和二十年九月二日から引き続き公務員として海外にあってまだ帰国しない者（以下「未帰還公務員」という。）に対しては、その者が左の各号の一に該当する場合においては、されど當該各号に掲げる日に退職したものとみなして恩給を給する。

六一

六二

- 一 未帰還公務員が昭和二十八年七月二十一日において普通恩給についての最短恩給年限に達している場合にあつては、同日。
- 二 未帰還公務員が昭和二十八年七月二十一日において普通恩給についての最短恩給年限に達しない場合にあつては、当該最短恩給年限に達する日あつては、その帰国した日

旧 條 文 (原據は改正され又は改正に關係ある箇項)

新 條 文 (原據は改正又は改正關係ある箇項を略記)

附則第二十九項 (陸軍刑法を廃止する等の政令第七條の改正) 関係

○ 陸軍刑法を廃止する等の政令 (昭和二十二年政令第五十二号)

附 則

第六條 この政令は、昭和二十二年五月三日から適用する。

第七條 この政令施行の際現に陸海軍に屬し復員していない者は、その者の復員するまで、従前の業務に相当する未復員者としての業務に秩序古

第七條 もとの陸海軍に屬していた者は、あつて、まだ復員していないものは、復員するまでの間、なお、従前の未復員者としての身分を有するものとする。

六四

保つて從事するものとし、給与についての取扱に関しては、未復員者給與法に定めるものを除く外従前の例による。

2 前項の未復員者が帰還し、又は自己の意志により帰還しないと認められるときは、厚生大臣は、その者の復員に関する必要な手続をとらなければならぬ。

六三

附則第三十項 (厚生省設置法の一部改正)

（関係）

○ 厚生省設置法 (昭和二十四年法律第百五十一号)

第四條

2 厚生省は、前項の第一に掲げる

國の行政事務を一體的に遂行する責  
在を負うもウヒする。

二 戰傷病者、戰没者遺族等の援護

第五條 厚生省は、この法律に規定す  
る所掌事務を遂行するため、左に掲  
げる権限を有する。

但し、その権限の行使は、法律(ニ  
れに基く命令を含む)に従つてなさ  
れなければならぬ。

六十四 未復員者給與法(昭和二十  
二年法律第百八十二号)及び特別  
未帰還者給與法(昭和二十三年法  
律第二百七十九号)の定めるヒニ  
ろにより、療養の必要の有無を認  
定し、療養の基準を定め、及び障  
害の程度を認定すること。

第十四條の二 引揚援護局においては、

左の事務をつかさどる。  
七 未復員者給與法及び特別未帰還  
者給與法に基く給與の実施に関する  
こと。

八 前三号に掲げるものの外、旧陸海  
軍の残務の整理に関すること。

(後頁連絡局)  
第三十九條の五 復員連絡局は、本省  
の所掌事務のうち旧陸軍に関する第  
十四條の二第五号、第六号及び第八  
号に掲げる事務を分掌する。

八 前二号  
第十四條の二第六号から第八号まで

戰没者遺族、未帰還者留守家族等

六十四 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第 号)の定め  
るところにより、留守家族手当の額  
を改訂し、及び療養の給付の必要な  
有無を認定すること。

(復員連絡局支部)

第三十九條の六、復員連絡局支部は復員連絡局の所掌事務を分掌する。

- 2、復員連絡局支部の名稱、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
中部復員連絡局 本島支部 船越町	島根県、鳥取県、岡山県 本島支、上口支	本島下

(所掌事務)

第三十九條の八 地方復員部は、本省の所掌事務のうち、旧海軍に関する第十四條の二第五号から第八号までの掲げる事務を分掌する。

第十九回 第二回六号

附則第三十一項(引揚後護院へ置令の一  
部改正関係)

○引揚後護院設置令(昭和二十一年八令  
第一百二十四号)

第二条 引揚後護院の所掌事務は、左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならぬ。

二 戰傷病者、戰没者遺族等の援護  
に関する事務を行ふこと。

二 戰傷病者、戰没者遺族等の援護及  
び木帰還者留守家族等の援護

附則第三十二項（結核予防法の一部改正  
一関係

○ 結核予防法（昭和二十六年法律第九

十六号）

（一般患者に対する医療）

第三十四条 都道府県は、結核の適正な医療を普及するため、その区域内に居住する結核患者（第三十一条（指定医療機関）の規定により指定された病院又は診療所（以下「指定医療機関」という。））を省令で定める医療を受けるために必要な費用について、当該患者又はその保護者の申請により、その二分の一を負担するこ

とができる。但し、当該患者が、未

徴員者給與法（昭和二十二年法律第八百八十二号）又は特別未帰還者給與

法（昭和二十三年法律第八百七十九号）の規定によつて医療を受けけるこ

とができる者であるときは、この限りでない。

（從業禁止・命令入所患者の医療）

第三十五条 都道府県は、都道府県知事が第二十八條（從業禁止）の規定により從業を禁止し、又は第二十九條（入所命令）の規定により結核療養所に入所し、若しくは入所させることを命じた場合において、当該患

未帰還者留保家族等被扶養法（昭和二十八年法律第八号）

者が生活保護法の適用を受ける者であるとし、その他経済的事情により医療を受けることが困難であると認められるときは、当該患者が指定医療機関で受ける医療に要する費用について、当該患者又はその保護者の申請により、その全部又は一部を負担することができる。但し、未帰還者給與法の規定によつて医療を受けることができる者であるときは、この限りでない。

未帰還者留守家族等援護法

附則第三十三項（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）関係

○ 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）

（業務）

第十三條

- 2 基金は、前項に定める業務の外、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十三条第三項（診療報酬額決定についての諮問）又は戦傷病者裁決者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第十九條第十三項（審査委員会等の意見の聽取）

戦傷病者裁決者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第十九條第十三項又は未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第 号）第二十二

の規定により指定医療機関の請求する「ひとのできる診療報酬の額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第十八條第三項（診療報酬の支払事務の委託）の規定により指定医療機関に対する診療報酬の支拂事務を委託されたときは、支払事務を行うことができる。

附則第三項へ地方自治法の一章以上  
の關係

○ 地方自治法

附 則

第十條 都道府県及び特別市は、軍人軍属であつた者の身上の取扱に關する事務、その家族等に対する俸給その他の給與に関する事務及び木引揚邦人の調査に関する事務並びに特別

の關係を削る。

未帰還者始興法（昭和二十三年法律第二百七十九号）の施行に関する事務を處理しなければならない。但し、政令で特例を設けることができる。

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十五号）

（道府県法定外普通税の非課税の範囲）

第二百六十二條 道府県は、左に掲げるるものに対しては、道府県法定外普通税を課することができない。

六 未復員者給與法（昭和二十三年法律第二百八十九号）及び特別未帰還者給還者給與法（昭和二十三年法律第二百七十九号）の規定によつて支拂を受ける療養、遺骨の埋葬に要

六 未帰還者留守家族等援護法の規定により支拂を受ける金品

する経費（未復員者給與法第八條の三「療養中死亡した場合の道賃埋葬費」の規定（特別未帰還者給與法第二條「未復員者給與法の準用」の規定によつて準用する場合を含む。）によるものに限る。）及び障害一時金

（市町村法定外普通税の非課税の範囲）

第六百七十二条 市町村は、左に掲げるものに対しては、市町村法定外普通税を課することができない。

六 未復員者給與法及び特別未帰還者給與法の規定によつて支拂を受

六 未帰還者留守家族等援護法の規定により支拂を受ける金品

ける療養、遺骨の埋葬に要する経費（未復員者給與法第八條の三）へ  
療養中死亡した場合の遺骨埋葬費  
」の規定（特別未帰還者給與法第  
二條）へ未復員者給與法の準用の  
規定によつて準用する場合を含む  
（によるものに限る。）及び障害一  
時金

第七百四十四條

II 医療法人が健康保険法、国民健康  
保険法、船員保険法、國家公務員共  
済組合法（昭和二十三年法律第六十  
九号）、未復員者給與法、特別未帰

還者給與法若しくは戰傷病首戰没者  
遺族等援護法（昭和二十三年法律第  
百二十七号）の規定に基く医療扶助  
のための医療若しくは結核予防法（  
昭和二十六年法律第九十六号）の規  
定に基く医療につき支払を受けた金  
額は、第五項の給益金に算入せず、  
また、当該給付に係る経費は、同項  
の給損金に算入しない。

六八

特別未帰還者給與法、未帰還者留守家

族等援護法

還者給與法若しくは戰傷病首戰没者  
遺族等援護法（昭和二十三年法律第  
百二十七号）の規定に基く医療扶助  
のための医療若しくは結核予防法（  
昭和二十六年法律第九十六号）の規  
定に基く医療につき支払を受けた金  
額は、第五項の給益金に算入せず、  
また、当該給付に係る経費は、同項  
の給損金に算入しない。

（特別所得税の課税標準）

第七百七十七條

4 医業及び歯科医業については、所  
得の計算上總收入金額から控除すべ  
き金額は、前項の規定にかかわらず、

必要在経費及び十二月分としての三万八千円の外、当該業務を行う者が健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、國家公務員共済組合法、未復員者給與法、特別未帰還者給與法若しくは戦傷病者賠没者還旗等援護法の規定に基く医療扶助のための医療若しくは結核予防法の規定に基く医療につき支払を受けた金額から当該給付に係る経費を控除した金額を額とする。

特別未帰還者給與法、未帰還者留守家族等援護法

附則第三十六条（国家公務員災害補償法の一部改正）関係

○ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）

第一條 この法律は、國家公務員災害（昭和二十二年法律第二百三十九条）、第十九条（公務災病に対する補償）から第六十五條（補償制度の立案及び実施の責務）までの規定に基き、同法第二條に規定する一般職に属する職員（船員法（昭和二十二年法律第二百号）第一條（船員）に規定する船員である職員、未復員者給與法（昭和

及び未帰還者留守家族等援護法（昭和

和二十二年法律第百八十二号)に規定する未復員者である職員及び特別

未帰還者給與法(昭和二十三年法律)

二十八年法律第 定第十六號第  
一項に規定する未帰還者である職員

第二百七十九号)に規定する特別未  
帰還者である職員を除く。以下「職  
員」という。の公務上の災害(負傷  
疾病廻疾又は死亡)を同一  
にに対する補償(以下「補償」とい  
う。)を迅速且つ公正に行い、あわせ  
て公務上の災害を受けた職員の福祉  
に必要な施設をすることを目的とす  
る。

附則第三十七項(義傷病者戦没者遺族等

機護法の一一部改正)関係

四條文(傍線は削る部分)  
(障害年金の支給)

第七條 軍人軍属であつた者が在職期  
間内に公務上負傷し、又は疾病にか  
かり昭和二十七年四月一日へ左の各  
号の一に規定する者については、当該  
該各号に掲げる日)において、当該  
負傷又は疾病により恩給法別表第一  
号表の二に定める程度の不具廻疾の  
状態にある場合においては、その者  
にその不具廻疾の程度に応じて障害

新條文(傍線は改正部分)  
(障害年金の支給)

年金を支給する。

二 昭和二十七年四月一日以後未復員者給与法（昭和二十二年法律第百八十二条）第八條の二又は未員者給与法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百七十七条）附則第二條の規定により療養を受けることができる者については、当該負傷若しくは疾病がなかつた日又はなからないでこれらの規定により療養を受けることができざる期間を経過した日

（障害年金の控除）

第十二條 旧恩給法の特例に関する件又

旧恩給法の特例に関する件若しくは

は未復員者給與法の規定により傷病賜金又は障害一時金を受けた者が、同一の事由によつて障害年金の支給を受けた場合には、政令の定めるところにより、その者に支給する障害年金の額から、既に受けた傷病賜金又は障害一時金の額に相当する額の全部又は一部を控除することができる。

（遺族年金支給の特例）

第二十九條の二 軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死後の事実が判明しなかつたため、その親族に対して未帰還者

留守家族等被扶養法第五條の規定によると、当守家族等又は同法附則第九項若しくは附則十二項の規定による特別手当が支給されたりた場合においては、当該軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族に支給すべき賃療年金は、当然留守家族等に支給すべき手当が支給されていた期間に係る分は、支給しない。

(弔慰金の支給)

昭三十四年六月二十六日以後における在職期間内に、公務上負傷し又は疾病にかかり、在職期間内又は在職期間経過後、これにより、死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給す

る。

3 第一項の規定の適用については、特別未帰還者給與法(昭和二十三年法律第二百七十九号)第一條に規定する特別未帰還者は、軍属とみなし、その者の昭和二十一年九月二日以後海外にある間における自己の責に帰することのできない事由に基く負傷又は疾病を在職期間内における公務上の負傷又は疾病とみなす。

(註) 旧稿文とは戦傷病者戦没者歿族等被扶養法の一節を改正する法律(案)により改正されたものと假定した場合における戦傷病者戦没者歿族等被扶養法の条文を開うものである。

附則第三十八項（遭族援護法の一節改正に関する経過規定）関係

○ 未復員者給與法（昭和二十二年法律第八百八十二号）

第八條の二、厚生大臣が、未復員者が自己の責に帰する事のできない事由に因り疾病にかかり、又は負傷し復員後療養を要するものと認めた場合においては、復員後三年間、その者に對し、必要な療養を行う。

前項に規定する療養の範囲は、左に掲げるものとする。

- 一 診 療
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看 護
- 六 移 送

第一項の規定により療養を受け得ることができる者が前項の療養を受けようとするときは、左の各号の定めるところによる。

一 厚生大臣の指定する医療機関から受け得ることができる。この場合において、

国は厚生大臣の定める基準の範囲内で、当該医療機間にその費用を支払う。

二 前號に規定する医療機関以外の医療機関から受け得ることができる。この場合において、国は、厚生大臣の定める基準の範囲内で、その費用をその療養を受ける者に支払わなければならない。

第八條の四 未復員者が自己の責に帰する事のできない事由に因り疾病にかかり、又は負傷した場合において、復員の際治癒しているとき、復員後三年へ療養を受ける者については、その受け取ることのできる期間以内に治癒したとき又は治癒しないがその期間を経過したときに、厚生大臣が、別表第一に掲げる程度の障害の状態にあると認めた者には、その程度に応じ、障害一時金として同表下欄の甲に定める金額を支給する。

(別表省略)

○ 未復員者給與法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百七十七号)

附 則

第二條 厚生大臣が、この法律施行前に復員した者が未復員中において自己の責に帰することができない事由に因り疾病にかかり、又は負傷し療養を要するものと認めた場合においては、この法律施行の日から三年間、その者に対し、必要な療養を行う。

○ 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百三十七号)  
(障害年金の支給)

第七條 軍人軍属であつた者が在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、昭和二十七年四月一日(左の各号の一に規定する者については、当該各号に掲げる

八九

八〇

日)において、当該負傷又は疾病により恩給法別表第一号表の二に定める程度の不具廢疾の状態にある場合においては、その者にその不具廢疾の程度に応じて障害年金を支給する。

一 昭和二十七年四月一日以後復員する者で、その復員の日において当該負傷又は疾病がなおっているものについては、その復員の日

二 昭和二十七年四月一日以後未復員者給與法(昭和二十二年法律第二百八十二号)

第八條のニ又は未復員者給與法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百七十七号)附則第二條の規定により療養を受けることができる者については、当該負傷若しくは疾病がなかつた日又はならないでこれらの規定により療養を受けることができる期間を経過した日

(障害年金の始期及び終期)

第十三條 障害年金の支給は、第七條第一項の規定により支給するものについては、昭和二十七年四月(同項各号の一に規定する者に支給するものについては、当該

各号に掲げる日の属する月の翌月から、同條第二項の規定により支給するものについては、同條に規定する議決があつた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終る。

2 第十條第一項の規定により、障害年金の額を改定した場合において、改定された額による障害年金の支給は、同條第三項に規定する議決があつた日の属する月の翌月から始める。

(未帰還者留守家族等援護法案)

第十五国会提出法案と第十六国会  
提出法案との条文比較対照表

引揚援護庁

## 第二条 関係

## 第二条

2 日本国との平和條約第十一條に掲げる裁判により拘禁され得る者及び本邦以外の地域に拘禁され得る者であつて、どの拘禁区域かれども帰還していなければ、この法律の適用については、未帰還者とみなす。但し、日本の国籍立有しない者は、この限りでない。

## 第三条 関係

(帰還)

~~拘禁され得る者及び同条に掲げる裁判により本邦以外の地域~~

第三条 この法律において「帰還」とは、未帰還者が本邦以外の地域に居住の目的をもつて、本邦に帰宅することをいう。

## 第六条 関係

(留守家族の順位)

~~孫、祖父母~~

第六条 留守家族年当の支給を受けることができる留守家族の順位は、配偶者、子、父母、孫及び祖父母の順位、父母については、養父母は実父母に、祖父母については、養父母の父母は実父母の父母に、父母の養父母は父母の実父母に、それそれ先

削除

だつものとする。

#### 第十六条 関係

(遺骨埋葬経費)

第十六条 未復員者、未復員者以外の未帰還者でソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にあるものスは第二条第二項の規定により未帰還者とみなされるものについては、その者の死亡の事実が判明するに至った場合においては、葬祭を行う者に対する経費として、くの遺族(遺族がない場合には、葬祭を行う者)に対し、その者の申請により、死亡者一人につき三千円を支給する

組し、本邦に住所又は居所を有しない場合には、支給しない。

#### 第二十七条 関係

#### 第二十八条 関係

2 同一の事由について、他の法令の規定により障害一時金に相当する給付を受けた者には、この法律による障害の給付を行はず、スは障害一時金を支給しない。  
第三十六条 関係

(罰則)

第三十六条 第二十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者には、一万円以下の過料に処する。

第二十八条の規定に違反して、報告せず

未帰還者の方うち、未復員者、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にある者スは第二条第二項の規定により未帰還者とみなされる者につて、

附 則

この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

未帰還者留守家族等復讐法の施行解に関する法律案

(未帰員者給与法等の廃止)

第一条 左に掲げる法律は、廃止する。

一 未帰員者給与法（昭和二十二年法律第百八十二号。以下「旧法」という。）

二 特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）

附 則

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。  
2 未帰員者給与法（昭和二十二年法律第百八十二号。以下「旧法」という。）  
反い特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）は、廃止する。

(申請主義の特例)

第三条 この法律の施行の際、現行旧法へ特別未帰還者給与法第二条において準用する場合を含む、以下同じ。」  
（スは從前の公務員給与法附則第三項へ他の法令において準用し、スは例による場合を含む。  
以下同じ。）の規定により、俸給又は扶養手当へ以下単に「俸給」という。の支払を受けている者で、未帰還者留守家族等下「新法」という。の規定により留守家族手当の支給を受けることができるものに対しては、同法第五条第二項の申請足りないで、昭和二十八年八月分から留

(申請主義の特例)

4 この法律の施行の際、現行旧法へ特別未帰還者給与法第二条において準用する場合を含む、以下同じ。」  
（スは從前の公務員給与法附則第三項へ他の法令において準用し、スは例による場合を含む。  
以下同じ。）の規定により、俸給又は扶養手当へ以下単に「俸給」という。の支払を受けている者で、この法律の規定により留

守家族手当の支給を受けることができるものに対しては、第五条第二項の申請足りないで、昭和二十八年八月分から留

要しないで、昭和二十八年四月分から留  
存料を支拂ふ事無し。

卷之三

卷之三

第四条 この法律の施行後昭和二十八年五月三十日までの間に、留守家族が新法第七条の規定に該当するに至つた場合において、当該留守家族が、同年六月三十日までの間に、留守家族手当の支給を申請したときは、当該留守家族に対する新法第十条第一項の規定にかかるらず、当該留守家族手当の支給の始期は、新法第十一条第一項の規定にかかるらず、当該留守家族が新法第七条の規定に該当するに至つた日の属する月の翌月ニする。

(特别年号)

第六条 二の施行の施行の日より、前項の規定による給付金の支給は、從前公務員給半法附則第三項の規定により俸給の支給を受けていた者に對し、附法による留守家族手当の支給を受けることとする。但し、前項の規定によつて、その旨及び從前公務員給半法附則第三項の規定によつて、その旨に付して、昭和二十八年四月以降、毎月、その俸給の額に相当する額の特別手当を支給する。

卷之三

八  
卷之三

第十条 従前の公務員給与法附則第三項の規定による未帰還職員につき、新法の規

17  
然前の公務員給与法附則第三項の規定による末帰還職員につき、この法律の規

定により支給する留守家族手当について、  
第八条へ前条に亘りて準用する場合を含  
む。)に規定する額が、左に掲げる額より  
少額であるときは、その差額を留守家族  
手当に加えて支給する。

一 第六条第一項但書に規定する場合に  
支給する留守家族手当及び前条に規定  
する留守家族手当については、二の法  
律の施行の際現に旧法及び從前の公務  
員給半法附則第三項の規定によつて支  
給してある俸給の額

二 第七条に規定する場合に支給する留  
守家族手当については、その支給は

定により支給する留守家族手当について、  
附則第十五項へ前項に亘りて準用する場  
合を含む。)又は第八条に規定する額が  
左に掲げる額より少額であるときは、そ  
の差額を留守家族手当に加えて支給する。

一 第二号に規定する留守家族手当以外  
の留守家族手当については、この法律  
の施行の際現に旧法及び從前の公務員  
給半法附則第三項の規定によつて支給  
している俸給の額

二 附則第十四項に規定する場合に支給  
する留守家族手当については、との支  
給とは、いわゆる支給として特別手当

じめた際支給していく特別手当の額  
(俸給の返還をさせない場合)

第十二条 旧法又は從前の公務員給半法附  
則第三項の規定により、俸給の支給を受  
けた者が、すでに死亡し、又は未復  
員者、特別未帰還者若しくは未帰還職員  
でなくなつていたことが判明した場合に  
は、その者が死亡し、又は未復員者、特  
別未帰還者若しくは未帰還職員でなくな  
つた日から、その事実が判明した日まで  
の間に、すでに支給された俸給は、回  
復に返還させないことができる。

(療養の給付)

#### の額

20

旧法又は從前の公務員給半法附則第三  
項の規定により、俸給の支給を受けてい  
た者が、すでに死亡し、又は未復員者、  
特別未帰還者若しくは未帰還職員でなく  
なつていたことが判明した場合には、そ  
の者が死亡し、又は未復員者、特別未帰  
還者若しくは未帰還職員でなくなつた日  
以降の分として、その事実が判明した日  
までの間に、すでに支給された俸給は、

国庫に返還せはしないことができる。



城において拘禁され、拘禁のまま本邦へ入国したときを除く。」は、この法律の適用については、その者を帰還したもののみです。前項に属する者は、日本國との平和條約第十一條に掲げる裁判により本邦へ戻して拘禁されていたものが、拘禁されたときも、同様とする。

(新法・恩給法との調整)

第十八条 未帰還者が恩給法の一節を改正する法律(昭和二十八年法律第一号)

以下「恩給法中改正法」という。(附則第一項)

第二十五条第一項の規定により退職したものとみなされ、同条第二項追加ノ規定

28 未帰還者が恩給法の一節を改正する法律(昭和二十八年法律第一号)

附則第二十

七条第一項の規定により退職したものとみなされ、同条第二項追加の規定にて

により普通恩給の給与が行われる場合において、当該未帰還者に關し、その退職したものとみなされる日の屬する月の翌月分以後、月分以後、当該普通恩給を受ける権利につき裁定のあつた日の属する月までの分として、留守家族手当又は特別手当が支給されたときは、その支給された額は政令の定めるところにより当該普通恩給の内払とみなす。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一節を次のように改正する。

正する。

普通恩給の給与が行われる場合において、当該未帰還者に關し、その退職したものとみなされる日の属する月の翌月分以後、月分以後、当該普通恩給を受ける権利につき裁定のあつた日の属する月までの分として、留守家族手当又は特別手当が支給されたときは、その支給された額は、政令の定めるところにより、当該普通恩給の内払とみなす。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一節を次のように改正する。

正する。

第四条第二項、第二号中「戦没者遺族等」を「戦没者遺族、未帰還者留守家族等」に改める。

第五条第六十四号を次のように改める。  
六十四 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第<sup>一〇四</sup>号）の定めるところにより、留守家族年当の額を改訂し、及び療養の給付の必要な有無を認定すること。

第十四条の二中第七号を削り、第四号之第五号として、以下第六号まで順次一号つつ繰り下け、第三号の次に次の一号を充て、

四 未帰還者留守家族等援護法を施行すること。

ること。

第三十九条の五中「第十四条の二第五号第六号及び第八号」を「第十四条の二第六号から第八号まで」に改める。

第三十九条の六第二項の表中「広島県船越町」を「左島市」に改める。

（引揚後護布設置令の一節改正）

三 引揚後護布設置令（昭和二十三年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二 戦傷病者、戦没者遺族等の援護及び

を「戦没者遺族、未帰還者留守家族等」に改める。

第五条第六十四号を次のように改める。

六十四 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第<sup>一〇四</sup>号）の定めるところにより、留守家族年当の額を改訂し、及び療養の給付の必要な有無を認定すること。

第十四条の二第八号中「前二号」に改め、「前二号に規定する事項に付す限り、前二号と第七号とし、第五号は第二号」とし、第四号の次に次の一号を充てる。

四 不帰還者官舎を除き、後護布と運行不

下帰還者留守家族等の援護に関する事務を行うこと

第五条第七号の次に次の二号を加える。

八 未帰還者留守家族等の援護に関する事務監査企画の事務を行うこと

九 玄帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百二十九号）に基く援護の実施に関する事務を行うこと

第六条中第三号を削り、第三号另ニ至第三号とする。

（社会保険診療報酬支払基金法の一節以下）

（社会保険診療報酬支払基金法）

33

第二十二条 社会保険診療報酬支払基金法

（昭和二十三年法律第百二十九号）の一

部を次のように改正する。

第十三条第二項中「戦傷病者戦死看護等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第十九条第三項」の下に「又は未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百二十九号）第十二条第三項」と

第十三条第二項中「又は戦傷病者戦死看護等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第十九条第三項」を「戦傷病者戦死看護等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第十九条第三項又は未帰還者留守

家族等援護法（昭和二十八年法律第百二十七号）第十九条第三項又は未帰還者留守

加える。

（遺族援護法の一部改正）

第二十六条 戰傷病者戦死看護等援護法

（戦傷病者戦死看護等援護法の一部改正）

昭和二十七年法律第百二十七号。以下「遺族援護法」といふ。)の一部を次のよつに改正する。

第二条第一項第一号ア「恩給法別表第一号表に関する件」を「旧恩給法の特例に関する件」に改める。

第七条第一項中「恩給法別表第一号表ノ四の特別項症から第六項症」を「恩給法別表第一号表ノ二」に、同項第二号中「未復員者給与法(昭和二十二年法律第百八十二号)第八条のニ又は未復員者給与法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百七十七号)附則第二条」を

「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第 号)第十八条」に改める。

第十二条第二項中「恩給法の特例に関する件又は未復員者給与法」を「旧見給法の特例に関する件若しくは旧未復員者給与法又は未帰還者留守家族等援護法」に改める。

第二十九条の次に次の二条を加える。

(遺族年金支給の特例)

第二十九条のニ軍人軍属又は軍人軍属であつた者に關し、当該軍人軍属又は軍人軍属であつた者が死亡した日から

傍流の箇所削除

第十二条中「又は未帰還者年金法」を「もしくは旧未復員者給与法(昭和二十三年法律第二百七十七号)又は未帰還者留守家族等援護法」に改める。

軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死の事実が判明しなかつたため、その親族に対する

その死亡の事実の判明した日までの間  
に、未帰還者留守家族等援護法第五条  
の規定による留守家族手当又は未帰還  
者留守家族等援護法の施行等に関する

同法附則第九項若しくは第十項の規定による

第六条第一項若しくは第二項の規定による特別手当が支給されなかった場合においては、当該軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族に支給すべき遺族手金は、当該留守家族手当又は特別手当が支給されていなければ、係る分は、支給しない。

第三章 第三項中

改め白。

三

十七条 昭和三十七年四月一日以後ニ

38 に関する経過規定

の法律の施行前に旧法第八条の二又は改正法附則第二条の規定により療養を受けたことがござれた者であつて、同期間内に負傷又は疾病がなおつたもの又はこれららの規定により療養を受けることがござる期間を経過したものに関する不具廢疾の程度の認定及びその者に支給する障害年金の始期については、従前の例による。

、貴族優遇法と國民給法との調整（）

第二十八條 以下